

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（交差点改良）					
地区名	一般国道247号					
事業箇所	知多郡武豊町大字東大高					
事業のあらまし	<p>一般国道247号は名古屋市を起点とし知多半島を周回し西三河地区とを結ぶ主要路線であり、本交差点は衣浦港3号地に計画されている広域最終処分場へアクセスする町道とT字交差する交差点である。</p> <p>当交差点は信号機及び右折帯がなく、また処分場の建設により美浜町方面等から北進して衣浦港3号地方面へ右折する車の増加が予測される。このため今後増加する車両の円滑・安全な処理及び学童等の歩行者の安全確保を図るため、当交差点の改良を行うものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 歩行者・自転車交通の安全性の向上 死傷事故件数の削減</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する） なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	0.5億円		■工事費0.45億円、□用補費0.0億円、■その他0.05億円			
事業期間	採択年度	平成20年度	着工年度	平成20年度	完成年度	平成20年度
事業内容	交差点改良 N=1式					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】 交差点が改良され、歩行者・自転車の安全性も向上した 死傷事故件数が5件（H14～H17）から2件（H20～H23）に減少</p> <p>【達成状況に対する評価】 死傷事故件数が減少し、目標は達成された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】 なし</p> <p>【達成状況に対する評価】 なし</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	主要目標が概ね達成でき、今後の事業評価は必要ない。					
改善措置の必要性	特になし。					
同種事業に反映すべき事項	特になし。					